

多治見市南姫財産区の事務に関する条例

別に条例の定めがあるものを除き、多治見市南姫財産区の事務については、多治見市の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 多治見市南姫財産区の財産区管理会の財産区管理委員の公務災害補償に関する条例（昭和43年条例第11号）
 - (2) 多治見市南姫財産区情報公開条例（平成17年条例第46号）
 - (3) 多治見市南姫財産区個人情報保護条例（平成17年条例第47号）
- 3 施行日前に多治見市南姫財産区情報公開条例の規定により例によることとされた多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）第9条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する公文書の公開並びに多治見市南姫財産区個人情報保護条例の規定により例によることとされた多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号）第13条第1項、第17条若しくは第19条の2又は第20条の2第1項の規定による請求がされた場合における同条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。